

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立図書館設置条例施行規則（平成13年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項を削る。

第33条を第34条とし、第30条から第32条までを1条ずつ繰り下げる。

第29条の見出しを「（館長の職務の代行）」に改め、同条中「熊本市立図書館の館長補佐は、図書館長を補佐し、」を削り、「欠けたときは、」の次に「副館長が」を加え、同条を第30条とする。

第28条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 副館長は、事務局専決規程第5条に規定する事項を専決することができる。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1項を加える。

（職員）

第28条 図書館に副館長、主査その他必要な職員を置く。

2 副館長の職には、当該副館長が特に担当することとされた事項を付することができる。

3 分館に館長その他必要な職員を置く。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

熊本市立図書館に新たに副館長の職を設置する等のため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市立図書館設置条例施行規則（平成13年教育委員会規則第19号）新旧対照表

改正後（案）	現行																
<p>(分館)</p> <p>第1条の2 条例第1条第3項の規定により、熊本市立図書館（以下「図書館」という。）に次の分館を置く。</p> <table border="1" data-bbox="161 443 853 639"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立植木図書館</td> <td>熊本市北区植木町岩野238番地1</td> </tr> <tr> <td>熊本市立城南図書館</td> <td>熊本市南区城南町舞原451番地9</td> </tr> <tr> <td>熊本市立とみあい図書館</td> <td>熊本市南区富合町清藤400番地</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p><u>第28条 図書館に副館長、主査その他必要な職員を置く。</u></p> <p><u>2 副館長の職には、当該副館長が特に担当することとされた事項を付すことができる。</u></p> <p><u>3 分館に館長その他必要な職員を置く。</u></p> <p>(専決)</p> <p>第<u>29</u>条 熊本市立図書館長（以下「図書館長」という。）は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。）第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。</p> <p>2 事務局専決規程第9条は、前項の規定により専決する場合に準用する。</p> <p>3 分館の館長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 所属職員の旅行命令に関すること。</p> <p>(2) 所属職員の服務に関すること。</p>	名称	位置	熊本市立植木図書館	熊本市北区植木町岩野238番地1	熊本市立城南図書館	熊本市南区城南町舞原451番地9	熊本市立とみあい図書館	熊本市南区富合町清藤400番地	<p>(分館)</p> <p>第1条の2 条例第1条第3項の規定により、熊本市立図書館（以下「図書館」という。）に次の分館を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1122 443 1814 639"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立植木図書館</td> <td>熊本市北区植木町岩野238番地1</td> </tr> <tr> <td>熊本市立城南図書館</td> <td>熊本市南区城南町舞原451番地9</td> </tr> <tr> <td>熊本市立とみあい図書館</td> <td>熊本市南区富合町清藤400番地</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 分館に館長、その他必要な職員を置く。</u></p> <p><u>【新規】</u></p> <p>(専決)</p> <p>第<u>28</u>条 熊本市立図書館長（以下「図書館長」という。）は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。）第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。</p> <p>2 事務局専決規程第9条は、前項の規定により専決する場合に準用する。</p> <p>3 分館の館長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 所属職員の旅行命令に関すること。</p> <p>(2) 所属職員の服務に関すること。</p>	名称	位置	熊本市立植木図書館	熊本市北区植木町岩野238番地1	熊本市立城南図書館	熊本市南区城南町舞原451番地9	熊本市立とみあい図書館	熊本市南区富合町清藤400番地
名称	位置																
熊本市立植木図書館	熊本市北区植木町岩野238番地1																
熊本市立城南図書館	熊本市南区城南町舞原451番地9																
熊本市立とみあい図書館	熊本市南区富合町清藤400番地																
名称	位置																
熊本市立植木図書館	熊本市北区植木町岩野238番地1																
熊本市立城南図書館	熊本市南区城南町舞原451番地9																
熊本市立とみあい図書館	熊本市南区富合町清藤400番地																

- (3) 分館の管理及び運営に関する事。
- (4) 分館の事業の企画及び実施に関する事。
- (5) 図書館等との連絡調整に関する事。
- (6) 前各号に準ずる事。

4 副館長は、事務局専決規程第5条に規定する事項を専決することができる。

5 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。

(館長の職務の代行)

第30条 \_\_\_\_\_ 図書館長に事故があるとき、又は図書館長が欠けたときは、副館長がその職務を代行する。

(指定管理者による管理を行わせることができる分館)

第31条 条例第11条に規定する規則で定める分館は、城南図書館とする。

(指定申請書に添付する書類)

第32条 条例第12条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 条例第12条第2項第4号に規定する基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

- (3) 分館の管理及び運営に関する事。
- (4) 分館の事業の企画及び実施に関する事。
- (5) 図書館等との連絡調整に関する事。
- (6) 前各号に準ずる事。

【新規】

4 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。

( \_\_\_\_\_ 代行)

第29条 熊本市立図書館の館長補佐は、図書館長を補佐し、図書館長に事故があるとき、又は図書館長が欠けたときは、\_\_\_\_\_ その職務を代行する。

(指定管理者による管理を行わせることができる分館)

第30条 条例第11条に規定する規則で定める分館は、城南図書館とする。

(指定申請書に添付する書類)

第31条 条例第12条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 条例第12条第2項第4号に規定する基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

(7) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類  
(書類等の様式等)

第3.3条 この規則の規定により使用する書類等に記載すべき事項及びその様式は、教育長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類等に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第3.4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

(7) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類  
(書類等の様式等)

第3.2条 この規則の規定により使用する書類等に記載すべき事項及びその様式は、教育長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類等に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第3.3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日施行する。